

神奈川大学リサーチ・アシスタント規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川大学(以下「本学」という。)の大学院博士後期課程に在学する優秀な学生を、リサーチ・アシスタント(以下「R・A」という。)として採用し、文部科学省等から選定された研究プロジェクト等に参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図るため、必要な事項を定める。

(職務内容)

第2条 R・Aは研究プロジェクト責任者の指示に従い、研究の補助者として、当該研究活動に必要な補助業務を行う。

(資格)

第3条 R・Aとなることができるものは、本学大学院博士後期課程に在学する者とする。

(勤務時間)

第4条 R・Aの勤務時間は、雇用契約書において定める。

2 R・Aが、学校法人神奈川大学学生アルバイト規程(以下「アルバイト規程」という。)によりアルバイトを行う場合の週の勤務時間は、前項のR・A勤務時間にアルバイト勤務時間を合算し、20時間未満とする。

(給与等)

第5条 R・Aの給与は、予算で定め、支給については別に定める。

2 R・Aは、研究費及び研究プロジェクト責任者の依頼によって出張する場合の旅費等の支給を受けることができる。

(採用の手続き・採用期間)

第6条 研究プロジェクト責任者は、R・Aの採用にあたって、当該プロジェクトの計画に基づき、採用計画書(様式自由・履歴書添付)を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

2 前項資料を基に人事部においてR・Aの雇用契約を締結する。

3 R・Aの期間は、当該年度限りとする。ただし、第3条の資格に該当する限り、研究プロジェクト期間を超えない範囲で雇用契約を更新することができる。

(守秘義務)

第7条 R・Aは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。なお、これに違反したと認められる場合は、大学院学則に基づき処分することができる。

(R・Aの解職)

第8条 R・Aが次の各号の一に該当する場合には、学長に報告し、大学院委員会の審議を経て、解職することができる。

- (1) 健康上の事由により、職務を遂行できないとき。
- (2) 職務を怠り改善の見込みがないと認められたとき。
- (3) その他R・Aとして職務の遂行ができない事由があると認められたとき。

(準用規定)

第9条 この規程に定めるもののほか、R・Aの就業等については、アルバイト規程第4条、第5条、第8条、第9条、第10条第1項第1号から第3号まで及び第2項、第11条第2項から第4項まで、第12条、第14条から第20条の3まで並びに第23条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「アルバイト」とあるのは「R・A」と読み替えるものとする。

(所管)

第10条 R・Aに関する事務及び予算の所管は、研究支援部とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学院委員会の審議を経て行う。

附 則

この規程は、平成14年1月11日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

(略)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。